

給付金（慶弔金給付）

ワークメイト大里では、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（略称：全労済協会）を引受団体とする「自治体提携慶弔共済保険」を契約して実施しています。

受給資格

サービスセンターの会員となった月の翌月以降に給付事由が発生した場合に支給されます。

請求及び支給方法

請求期限は事由発生後3年

(1) 会員の届け出

会員は、給付事由が発生した場合、「保険金請求書兼証明書」（80ページ参照）に必要事項を記入し、給付事由を証明する書類を添付して事業所に提出してください。
※個人会員はサービスセンターへ提出してください。

(2) 事業所の請求

事業所が「保険金請求書兼証明書」の記載事項を確認し、給付事由を証明する書類を添付してサービスセンターまで速やかに郵送または持参してください。

(3) サービスセンターの請求

サービスセンターは、「給付金」を全労済協会に請求いたします。

(4) 給付決定のお知らせ

給付金が、全労済協会で給付決定されたのち、事業所または個人会員宛にサービスセンターから通知をいたします。

(5) 振込

給付決定後、サービスセンターから加入時に届出いただいた事業所または個人会員の会費振替口座に振り込みます。

(6) 会員への支給

事業所は、振込みされたことを確認のうえ、該当会員へ給付金をお渡しください。

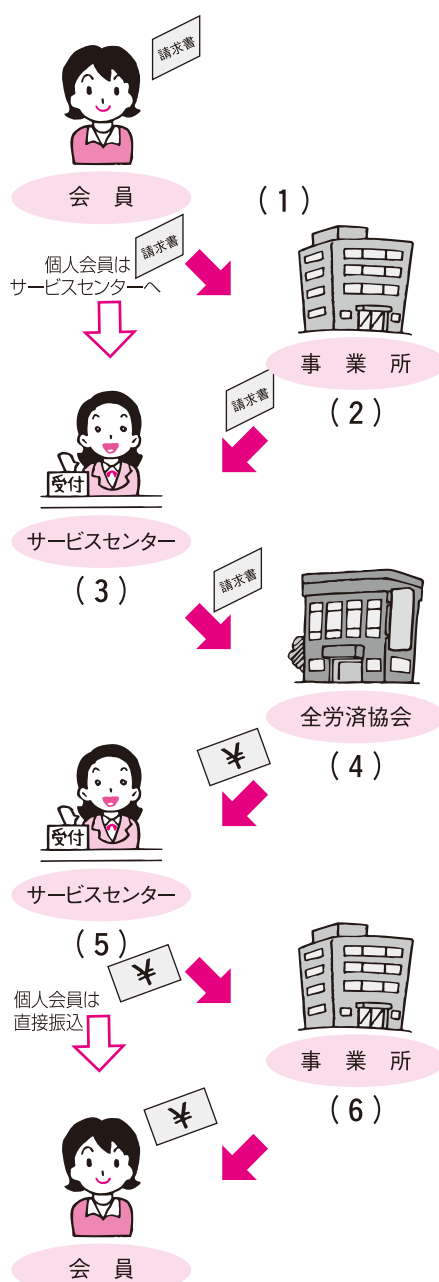
注意

- ご夫婦とも会員の場合、お二人とも請求できます。
- 請求期限は、事由発生後3年です。
- 住宅災害の場合は、被災状況の確認が必要ですので、速やかにご連絡ください。
- 給付金は、原則として、請求書がサービスセンターへ提出された翌月の月末に振り込まれます。

*給付金の返還

給付金を不正行為により受領したときは、返還していただきます。

請求および支給方法



傷病休業保険金の請求に診断書は必要ですか。

保険金請求書兼証明書に事業所等の作成した休業期間が確認できる証明書を添付してもらいますので、

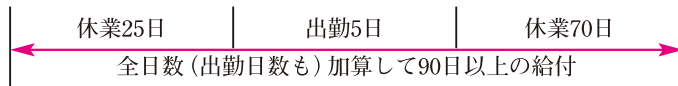
なお、以下のいずれの場合であっても、一つの傷病に対して、120日 給付限度です。

(1) 同一傷病の日数

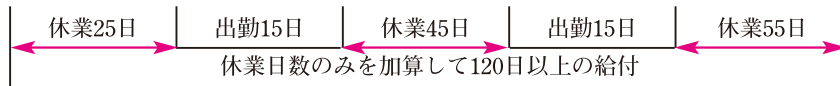
ア 連続休業の場合



イ 10日以内の出勤があり再休業した場合



ウ 10日を超え120日以内の出勤日数で再休業した場合



エ 120日を超える出勤日数があり、再休業した場合は、別の傷病とみなします。



(2) 同一傷病でないときの日数

ア 違う病気の場合は、勤務日数が1日であっても新たに起算します。



結婚祝金

Q 結婚式をしなくても、祝金をもらえますか。

A 結婚とは、会員本人を対象とした法律上の婚姻をいい 内縁関係は含みません。婚姻日（役所に届け出た日）を給付事由確定日とし、祝金の請求ができます。結婚式については、特に問いません。

Q 結婚して姓が変わったが、祝金の請求は新姓か旧姓のどちらですか。

A 新姓です。変更届も忘れずに提出してください。
(姓・住所・電話番号等) 変更がある場合は、事務局へご連絡ください。

出産祝金

Q 双生児が生まれたが、祝金は2人分もらえますか。

A 子の出生一人につき、祝金を給付しますので、2人が同時に生まれたので2人分(2件)の請求ができます。

Q 子どもが生まれて、5日目に死亡してしまったが祝金は請求できますか。

A 会員の子が出生して、生後14日以内に死亡した場合は、祝金は支給されません。ただし、会員の子が死亡したことにより、死亡弔慰金の請求ができます。

入学祝金

Q 会員の子の範囲は、どこまでですか。

A 会員の「子」とは、会員と生計を一にする会員の実子・養子・継子とします。

Q 会員と「生計を一にする」とは、どういう状態ですか。

A 会員と必ずしも同居を要するものでなく、会員と日々の消費生活において、各人の収入及び支出の全部または一部を共同して計算することです。

勤続祝金

Q 勤続期間とは、どの期間ですか。

A 会員が同一企業に連続して勤務した期間をいいます。また、会員が事業主の場合は、同一事業を営んだ期間とします。

死亡弔慰金

Q 「死亡」の子および親の範囲はどこまでをさしますか。

A 「子」とは、会員の実子、養子、継子およびこれらの配偶者(同居の有無を問いません)をいいます。

「親」とは、会員および配偶者の実父母、養父母、継父母(同居の有無を問いません)をいいます。

住宅災害保険金

Q 火災や風水害の被害がでた場合はどう対応すれば良いですか。

A 住宅災害が発生した場合は、被害状況の確認のため速やかにサービスセンターへご連絡ください。

Q 住宅災害の「同居親族」とはどこまでをさしますか。

A 「同居親族」とは、会員の配偶者、または六親等内の血族もしくは三親等内の姻族をいいます。